

令和元年

第1回美濃市議会臨時会会議録

令和元年5月14日 開会

令和元年5月14日 閉会

美濃市議会

令和元年第1回美濃市議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月14日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長挨拶	3
臨時議長紹介	4
開会・開議の宣告	4
仮議席の指定	4
議長の選挙	4
休憩	6
再開	6
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
副議長の選挙	7
休憩	9
再開	9
常任委員会委員の選任	9
選挙管理委員及び補充員の選挙	9
岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	10
休憩	10
再開	10
議案の上程	11
議案の説明	
議第28号(市長 武藤鉄弘君)	11
質疑	11
委員会付託省略(議第28号)	11
討論	11
議案の採決	11
休憩	12
再開	12

議会運営委員会委員の選任	12
休憩	12
再開	12
議案の上程	13
議案の説明	
承第1号・議第27号（総務部長 北村道弘君）	13
承第2号・承第3号・承第4号（民生部長（福祉事務所長） 篠田博史君）	16
休憩	18
再開	18
質疑	18
委員会付託省略（承第1号から承第4号まで及び議第27号）	18
討論	18
議案の採決	18
議会運営委員会の議会閉会中の継続審査について	19
閉会の宣告	19
市長挨拶	20
会議録署名議員	21

美濃市告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、令和元年5月14日に令和元年
第1回美濃市議会臨時会を美濃市議会議事堂に招集する。

令和元年5月7日

美濃市長 武藤鉄弘

付議事件名

- 1 専決処分の承認について
美濃市税条例の一部を改正する条例について
- 1 専決処分の承認について
美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について
- 1 専決処分の承認について
美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例について
- 1 専決処分の承認について
美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 1 美濃市税条例の一部を改正する条例について

令和元年5月14日

令和元年第1回美濃市議会臨時会会議録（第1号）

議 事 日 程 (第 1 号)

令和元年 5 月 14 日 (火曜日) 午前 10 時開議

第 1 仮議席の指定

第 2 議長の選挙

令和元年 5 月 14 日 (火曜日)

議 事 日 程 (第 2 号)

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 副議長の選挙

第 5 常任委員会委員の選任

第 6 選挙管理委員及び補充員の選挙

第 7 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第 8 議会運営委員会委員の選任

第 9 承第 1 号 専決処分の承認について

美濃市税条例の一部を改正する条例について

第 10 承第 2 号 専決処分の承認について

美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について

第 11 承第 3 号 専決処分の承認について

美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

第 12 承第 4 号 専決処分の承認について

美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 13 議第 27 号 美濃市税条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程 (第 1 号) 及び議事日程 (第 2 号) の各事件

(追加日程)

議第 28 号 監査委員の選任について

出席議員 (13 名)

1 番 松 嶋 哲 也 君

2 番 須 田 盛 也 君

3 番 服 部 光 由 君

4 番 豊 澤 正 信 君

5 番 梅 村 辰 郎 君

6 番 永 田 知 子 君

7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	柴 田 德 美 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	北 村 道 弘 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	篠 田 博 史 君	産 業 振 興 部 長	成 瀬 孝 子 君
建 設 部 長	池 田 健 一 君	会 計 管 理 者	古 田 和 彦 君
教 育 次 長	澤 村 浩 君	美濃病院事務局長	林 信 一 君
民 生 部 参 事	辻 幸 子 君	参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君
総 務 課 長	瀬 瀬 敬 久 君	秘 書 課 長	西 部 睦 人 君
総 合 政 策 課 長	不 破 啓 勝 君	税 務 課 長	西 部 芳 秀 君
市 民 生 活 課 長	村 井 和 仁 君	健 康 福 祉 課 長	永 田 幸 泰 君
産 業 課 長	佐 藤 裕 之 君	美濃和紙推進課長	高 橋 保 雄 君
土 木 課 長	後 藤 幸 泰 君	上 下 水 道 課 長	山 口 高 嗣 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	井 上 博 司 君	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	家 田 陽 介 君
教 育 委 員 会 人 づ くり 文 化 課 長	早 戸 智 也 君	美濃病院事務局 管 理 課 長	小 森 誠 君
議 会 事 務 局 主 幹・ 監 査 委 員 事 務 局 長	西 村 斎 君	会 計 課 長	柴 田 勝 己 君

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	市 原 義 則	議 会 事 務 局 次 長 兼 議 事 調 査 係 長	辻 美 鶴
議 会 事 務 局 書 記	平 田 純 也		

○議会事務局長（市原義則君） おはようございます。

初議会でございますので、最初に市長から御祝辞を兼ねて御挨拶をお願いいたします。

市長挨拶

○市長（武藤鉄弘君） 皆様、おはようございます。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

自然の力強い息吹が感じられる季節、5月1日には皇太子殿下が天皇に御即位されました。日本中お祝いムードの中で、平成から令和へと時代も変わり、新たな気持ちできょうを迎えたところでございます。

本日は、令和元年第1回美濃市議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位には御参集を賜り、まことにありがとうございます。まずもって、去る21日に執行されました美濃市議会議員選挙におきましては、当選の栄に浴されましたことをまことにおめでとうでございます。今後の御健勝と御活躍を御祈念申し上げます。

4月には美濃市の行く末を左右する県議会選挙、市議会議員選挙が行われました。この間、美濃まつりの事前PRとしてのテレビのライブ中継や10連休となりましたゴールデンウィークにおきまして、うだつの上がる町並みで開催をいたしました歩行者天国などによりまして、市内外から多くの観光客の皆様に来市をいただきました。大変慌ただしい1カ月が過ぎましたが、先週から今年度の事業が本格的に動き始めたところでございます。

さて、今年度は、健康日本一を目指した元気なまちづくり、子供を産み育てやすいやさしいまちづくり、「来て！観て！暮らす！」人が集まるまちづくり、地域の特性を生かした稼げるまちづくり、誰もが安全・安心、快適に暮らせるまちづくりの5つを政策の柱として積極的に取り組むこととしております。

また、将来にわたって持続可能な地域社会を維持していくため、今後10年間を見据えた行政運営の指針となります美濃市第6次総合計画の策定を始めることとしており、大変重要な年でもございます。市民の皆様には、積極的にかかわっていただきたいと考えております。次の10年後、あるいは20年後のさらなる飛躍に向け、新たな一步を踏み出してまいります。

市政運営につきましては、市民の皆様お一人お一人が未来に希望を持ち、最大の幸福が得られるよう、市民の皆様の期待に応えることが何よりも大切であると考えております。今後も議員各位の御支援と格別な御理解・御協力をいただき、行政を推進してまいりたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

さて、本日の臨時会に審議をお願いいたします案件は、美濃市税条例の一部を改正する条例などを本年3月末に専決処分いたしましたので御報告を申し上げ、承認をお願いするものが4件、条例の改正が1件の計5件でございます。議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明いたしますが、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げ、開会並びに当選のお祝いの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議会事務局長（市原義則君） ありがとうございます。

臨時議長紹介

○議会事務局長（市原義則君） 本日は、一般選挙後の最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、佐藤好夫さんが年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

〔佐藤好夫君 議長席に着席〕

○臨時議長（佐藤好夫君） ただいま御紹介にあずかりました、佐藤好夫でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長の選挙が終わるまでの間、年長のゆえをもちまして臨時に議長の職務を務めさせていただきますので、何とぞ皆様方の格別の御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

このたびの選挙におきまして、お互いに当選の榮譽を担って議席を得たのでありますが、初対面の方もあるかと思っておりますので、簡単に住所・氏名の自己紹介をお願いします。

最初に、松嶋哲也議員より自席において順次お願いをいたします。

〔議員の自己紹介〕

○臨時議長（佐藤好夫君） ありがとうございます。

続いて執行部の御紹介を、柴田副市長さんからお願いします。

○副市長（柴田徳美君） 順次執行部の紹介を行ったが、この記載を省略する。

〔執行部の紹介〕

○臨時議長（佐藤好夫君） ありがとうございます。

開会・開議の宣告

○臨時議長（佐藤好夫君） ただいまから令和元年第1回美濃市議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議長選挙までの日程は、お手元に配付申し上げたとおりでございます。

開会 午前10時12分

第1 仮議席の指定

○臨時議長（佐藤好夫君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

第2 議長の選挙

○臨時議長（佐藤好夫君） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（佐藤好夫君） ただいまの出席議員数は13人です。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（佐藤好夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（佐藤好夫君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（佐藤好夫君） 異状はないものと認めます。

投票方法を御説明いたします。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

○議会事務局長（市原義則君） 1番 松嶋哲也君から順次点呼・投票を行ったが、この記載を省略する。

〔点呼・投票〕

○臨時議長（佐藤好夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（佐藤好夫君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

○臨時議長（佐藤好夫君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（佐藤好夫君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に松嶋哲也君、須田盛也君の両名を指名いたします。立会人の立ち会いを求めます。

〔開 票〕

○臨時議長（佐藤好夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは出席議員と符合いたします。

うち、有効投票13票。

有効投票中、古田豊君9票、佐藤好夫4票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、古田豊君が議長に当選されました。

ただいまの選挙において議長に当選されました古田豊君に、会議規則第31条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知いたします。

議長 古田豊君の挨拶があります。

○新議長（古田 豊君） 一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員皆様方の御推挙により、令和となりました初めての議会において議長の御指

名をいただき、まことに身に余る光栄で、責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。御案内のとおり浅学非才で未熟ではございますが、皆様方のお力添えをいただきながら、美濃市政の発展並びに市議会の発展と円満な議会運営に誠心誠意努めながら重責を果たしていく所存でございます。

今後とも格別の御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、甚だ簡単でございますが、議長就任に当たりお礼とお願いの御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○臨時議長（佐藤好夫君） 以上をもちまして私の任務は終わりました。皆様の御協力を感謝申し上げます。議長を交代いたします。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（古田 豊君） この際、議事整理上、暫時休憩いたします。休憩時間中に全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室へ御参集願います。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時34分

〔議事日程第2号 休憩時間中に配付〕

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

第1 議席の指定

○議長（古田 豊君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

1番 松嶋哲也君、カバーを外してください。2番 須田盛也君、3番 服部光由君、4番 豊澤正信君、5番 梅村辰郎君、6番 永田知子君、7番 古田秀文君、8番 岡部忠敏君、9番 辻文男君、11番 太田照彦君、12番 山口育男君、13番 佐藤好夫君、10番 古田豊、以上のとおり議席を指定します。議席のカバーを各自お外してくださいというのは、さっき済んでしまいましたね、ごめんなさい。

第2 会議録署名議員の指名

○議長（古田 豊君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 松嶋哲也君、2番 須田盛也君の両君を指名いたします。

第3 会期の決定

○議長（古田 豊君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 異議ないものと認めます。よって、この臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

第4 副議長の選挙

○議長（古田 豊君） 日程第4、これより副議長の選挙を行います。
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（古田 豊君） ただいまの出席議員数は13人です。
投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（古田 豊君） 投票用紙の配付漏れはありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 配付漏れはないものと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（古田 豊君） 異状ないものと認めます。
投票方法を御説明いたします。
投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。
点呼を命じます。

○議会事務局長（市原義則君） 1番 松嶋哲也君から順次点呼・投票を行ったが、この記載を省略する。

〔点呼・投票〕

○議長（古田 豊君） 投票漏れはありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 投票漏れはないものと認めます。
投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（古田 豊君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（古田 豊君） ただいまから開票を行います。
会議規則第30条第2項の規定により、立会人に3番 服部光由君、4番 豊澤正信君の両名を指名いたします。立会人の立ち会いを求めます。

〔開 票〕

○議長（古田 豊君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは出席議員数と符合いたします。

うち、有効投票13票。

有効投票中、梅村辰郎君 6 票、辻文男君 6 票、岡部忠敏君 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であり、梅村辰郎君と辻文男君の得票数はいずれもこれを超えております。両君の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第 1 項の規定は、公職選挙法第95条第 2 項の規定を準用してくじで当選人を決定することになっております。梅村辰郎君及び辻文男君が議場におられますので、くじを引いていただきます。両君は登壇をお願いします。

くじは 2 回引きます。1 回目は、くじを引く順序を決めるためものです。2 回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためものです。くじは抽せん棒で行います。

くじの立会人に、6 番 永田知子君、7 番 古田秀文君の両名を指名いたします。立会人の立ち会いを求めます。

それでは、最初にくじを引く順序を決めるくじを引きます。このくじの順序は議席順といたしたいと思いますが、両君とも御異議ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。

それでは、くじを引いてください。

〔くじを引く〕

○議長（古田 豊君） くじを引く順序が決定しましたので報告いたします。

初めに梅村辰郎君、次に辻文男君、以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。なお、このくじによる当選人は、「1」を引いた者といたします。それでは、くじを引いてください。

〔くじを引く〕

○議長（古田 豊君） くじの結果を報告します。

くじの結果、辻文男君が副議長に当選されました。

ただいまの選挙において当選されました辻文男君に、会議規則第31条第 2 項の規定により、副議長に当選されたことを告知いたします。

議席へ戻ってください。

副議長 辻文男君の挨拶があります。

○新副議長（辻 文男君） ただいま副議長という重責を皆さんからの御推挙の中でやらせていただくことになりました辻でございます。ありがとうございます。

たまたま抽せんということで、梅村議員の分も含めて一生懸命やりたいと思います。責任の重大さを痛感しております。古田議長の補佐役として、また議会の活性化、あるいは円滑な運営のために尽力したいと思います。また、執行部の皆さんとの連携も図れるように、とにかく議長を守り立てながら 1 年間、誠心誠意努める所存でございます。浅学非才でございますが、どうぞよろしく願いいたします。

きょうはどうもありがとうございました。

○議長（古田 豊君） これより暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時からといたします。

なお、休憩時間中に全員協議会を開催しますので、合同委員会室へ御参集願います。

休憩 午前10時54分

再開 午後 1 時00分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 常任委員会委員の選任

○議長（古田 豊君） 日程第 5、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、総務産業建設常任委員会委員には、太田照彦君、岡部忠敏君、古田秀文君、梅村辰郎君、豊澤正信君、松嶋哲也君、古田豊の以上 7 名を、また民生教育常任委員会委員には、佐藤好夫君、山口育男君、辻文男君、永田知子君、服部光由君、須田盛也君の以上 6 名をそれぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

第 6 選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（古田 豊君） 日程第 6、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。

選挙管理委員には、美濃市大矢田 633 番地 1、八木憲一君、美濃市 2934 番地 4、平林泉君、美濃市 1840 番地 2、西部慎一君、美濃市御手洗 880 番地 1、幅昌樹君の 4 名を、補充員には、補充順位 1 番として、美濃市生櫛 1330 番地 4、須田敏文君、2 番手として、美濃市藍川 22 番

地3、栗本ひとみ君、3番として、美濃市保木脇1607番地、瀬瀬ひとみ君、4番として、美濃市蕨生2020番地1、後藤千恵子君の4名をそれぞれ指名いたします。

ただいま指名いたしました諸君を選挙管理委員及び補充員の当選人とし、補充員については、ただいまの順序をもって補充の順序とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を選挙管理委員及び補充員の当選人とし、補充員については、ただいまの順序をもって補充の順序とすることに決定いたしました。

この当選告知は、追って文書をもって行います。

第7 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（古田 豊君） 日程第7、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、指名の方法については、議長において指名することに決定しました。

これより指名いたします。

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第2項第2号に規定する広域連合議会議員に古田豊を指名いたします。

ただいま指名いたしました古田豊を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました古田豊を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

この当選告知は、追って文書をもって行います。

これより暫時休憩いたします。

〔追加議案配付〕

休憩 午後1時05分

再開 午後1時06分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第28号が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議第28号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（古田 豊君） 議第28号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、7番 古田秀文君の退席を求めます。

〔7番 古田秀文君 退場〕

○議長（古田 豊君） 職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 議第28号 美濃市監査委員の選任について、提案の理由を御説明いたします。

議員のうちから選任されました監査委員は、議員の任期満了に伴い欠員となっております。よって、議員のうちから選任する監査委員に古田秀文さんが適任と思いを、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いしたいと存じます。

古田秀文さんの住所は、美濃市2156番地、生年月日は昭和33年11月30日でございます。

御同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古田 豊君） 以上で説明を終わりました。

これより議第28号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。議第28号については、委員会付託を省略いたしたいと思いを。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、議第28号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議第28号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手多数であります。よって、議第28号は原案のとおり同意されました。

7番 古田秀文君の除斥を解きます。

〔7番 古田秀文君 入場〕

○議長（古田 豊君） これより暫時休憩いたします。

なお、休憩時間中に各常任委員会を開催願ひまして、委員長、副委員長を互選の上、議長まで御報告願ひます。

総務産業建設常任委員会は合同委員会室、民生教育常任委員会は第1委員会室にお集まりください。

休憩 午後1時10分

再開 午後1時16分

○議長（古田 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、各常任委員会において委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

総務産業建設常任委員会は、委員長に太田照彦君、副委員長に豊澤正信君、民生教育常任委員会には、委員長に佐藤好夫君、副委員長に永田知子君がそれぞれ互選されました。

第8 議会運営委員会委員の選任

○議長（古田 豊君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、山口育男君、梅村辰郎君、豊澤正信君、太田照彦君、佐藤好夫君の5名を指名いたします。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

これにより暫時休憩いたします。

なお、休憩時間中に第1委員会室において議会運営委員会を開催願ひまして、委員長、副委員長を互選の上、議長まで報告願ひます。

休憩 午後1時19分

再開 午後1時26分

○議長（古田 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議会運営委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、御報告いたしま

す。

議会運営委員会委員長には山口育男君、副委員長には太田照彦君がそれぞれ互選されました。

第9 承第1号から第12 承第4号まで及び第13 議第27号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（古田 豊君） 日程第9、承第1号から日程第12、承第4号及び日程第13、議第27号の5案件について、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、承第1号及び議第27号の2案件について、総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 皆さん、こんにちは。

それでは、承第1号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集では1ページから5ページでございますが、赤スタンプ2番の議案説明資料で御説明させていただきます。

それでは、議案説明資料の1ページをお開きください。

専第1号 美濃市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月29日に公布され、4月1日から施行が必要であった規定について、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

今回の改正の主な内容につきまして、1点目は、所得税の住宅ローン控除の期間の延長に伴い、所得税から控除し切れない額について、現行と同じ控除限度額の範囲内で個人の市民税額から控除するもので、期間を2年延長し11年から13年とするもの、2点目は、軽自動車税のグリーン化特例について、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した軽自動車の税率が上がる重課を平成31年度に限ったものとし、平成28年度に新車購入し車両番号指定を受けた場合に、平成29年度分の軽自動車税に限り、燃費性能に応じて税率が低くなるグリーン化特例、いわゆる軽課分が適用されましたが、年度限定なので削除するもの、3点目は、法改正に伴い、必要な引用条項の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、条例新旧対照表により御説明いたします。

なお、文言整理、あるいは引用法令、根拠法令の改正によります条項番号の変更につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしく申し上げます。

なお、改正の内容につきましては、新旧対照表の下線部分をごらんください。

それでは2ページをお開きください。

まず本条例は全て附則の改正となります。

まず第5条の3の2については、所得税の住宅借入金等特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の拡充であり、控除の期間延長の改正により、個人市民税の控除期間も改正するもので、「平成43年度」から「平成45年度」となること、住宅借入金等特別税額控除

に係る申告要件の廃止を行ったもの、条項の整理等による改正でございます。

次に、3ページをごらんください。

第8条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合については、第4項から第16項までは、根拠法令の改正によります条項番号の変更であり、内容の変更はございません。

次に、4ページをお開きください。

第8条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告から、6ページの第12条の2、法附則第15条第44項等の条例で定める割合までは、根拠法令の改正によります条項番号の変更であり、内容の変更はございません。

続いて第12条の12、読みかえ規定では、第49項と第50項が追加されており、第49項は、福島復興再生特別措置法の規定する公共施設等の用に供する土地及び償却資産で政令に定めるものの整備に係るもの、第50項は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法で事業の公共性等の確認を経て、当該土地を利用した地域福祉増進事業に係る固定資産税、都市計画税の課税標準の特例措置の創設に係る、2つの項を読みかえ規定に加えており、他の項については、根拠法令の改正によります条項の変更であり、内容の変更はございません。

第14条、軽自動車税の税率の特例については、軽自動車税の税率のグリーン化特例について、第1項では、新車で初回車両番号の指定登録を受け14年目の車は、平成28年度から税率が上がる重課とされましたが、今回の改正では、平成31年度に限ったものとされました。

また、6ページの下、旧欄の同条第2項の平成29年度分電気軽自動車、天然ガス軽自動車、第3項の平成29年度分ガソリン軽自動車、第4項の平成29年度分ガソリン乗用軽自動車税の規定については、平成28年度に新車購入し、初回車両番号の指定を受けた場合の平成29年度分の軽自動車税に限り、燃費性能に応じて税率が低くなるグリーン化特例、いわゆる軽課分が適用されましたが、これも年度内限定なので、平成29年度分の軽課を削除いたしました。

なお、現行のグリーン化特例軽課の適用期限は、平成30、31年度の2年間延長されております。

8ページからは、平成30、31年度分の軽自動車税額を定めており、第5項を第2項とした環境性能と燃費性能の一番よい電気軽自動車及び天然ガス軽自動車の規定に、次に第6項を第3項としたガソリンを内燃機関とする軽自動車の規定、次に第7項を第4項としたその他の軽自動車の規定を改正しております。

9ページの第14項の2、軽自動車の賦課徴収の特例については、根拠法令の改正によります条項番号の変更であり、内容の変更はございません。

附則につきましては、赤スタンプ1の議案集の4ページをお開きください。議案集の4ページのほうをお願いいたします。

第1条は、施行日を平成31年4月1日と定めております。

第2条は、市民税に関する経過措置を、第3条は、固定資産税に関する経過措置を、第4条は、軽自動車税に関する経過措置を、第5条は、都市計画税に関する経過措置をそれぞれ定めております。

以上で承第1号の専決処分の承認についての説明を終わります。

続きまして、議第27号 美濃市税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。
赤スタンプ1番の議案集では、13ページから15ページでございますが、赤スタンプ2の議案説明資料で御説明させていただきます。

それでは、議案説明資料の20ページをお開きください。資料の20ページでございます。

今回の条例改正の趣旨は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月29日に公布されたことに伴い、税条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正の主な内容につきましては、ふるさと納税制度について、寄附金の募集の適正な実施等に関する国の基準に適合する地方団体を、特例控除の対象として指定することとした見直しに伴う規定の整備でございます。

まず今年度の国の税制改正において、ふるさと納税制度寄附金税額控除の見直しが図られ、総務大臣は、地方財政審議会内の意見を聞いた上で、ふるさと納税の対象となる地方公共団体を指定するとされ、指定の基準は、寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体で、返礼金割合を3割以下とし、返礼品については地場産品にするといった内容を受けて、個人の市民税における寄附金税額控除のうち、関連する箇所を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

なお、文言整理、引用法令、根拠法令の改正によります条項番号の変更等につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、改正の内容につきましては、新旧対照表の下線部分をごらんください。

それでは21ページをお開きください。

第33条の4、寄附金税額控除と附則の第5条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例については、特例控除額の措置対象を「寄附金」から「特例控除対象寄附金」とし、この特例控除対象寄附金がふるさと納税のみに適用される控除となります。

22ページをお開きください。

引き続き附則の第7条、個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等については、申告特例の対象を特例対象控除寄附金とする等の規定の整備をしたもので、この申告特例控除とは、ふるさと納税をした給与取得者が納付先を5団体以内に限り、ふるさと納税先団体に申請することで控除を受けられるふるさと納税ワンストップ特例のことでございます。

また、寄附金を受ける側の「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改めたことなど、所得税法、地方税法の改正による文言の整理であります。

最後に23ページの第7条の2についても、前条と同様、所得税法、地方税法の改正による文言の整理であります。

附則につきましては、赤スタンプ1の議案集の14ページをお開きください。赤スタンプ1議案集14ページでございます。

第1条は、施行日を令和元年6月1日と定めております。

第2条は、市民税に関する経過措置をそれぞれ定めております。

以上で、承第1号、議第27号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（古田 豊君） 次に、承第2号、承第3号、承第4号の3案件について、民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） それでは、最初に承第2号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集6ページと、赤スタンプ2、議案説明資料の10ページをお開きください。

専第2号 美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

平成27年4月1日より施行されている子ども・子育て支援制度では、ゼロ歳から2歳児の保育の受け皿として地域型保育事業が新しく設けられました。地域型保育事業には、保育者の居宅等で定員1人から5人の家庭的保育事業、定員6人から19人の小規模保育事業、事業主等が事業所の従業員の子供と地域の保育を必要とする子供を対象とする事業所内保育事業、保育を必要とする子供の居宅で行う居宅訪問型保育事業の4つの事業があり、公的給付の対象となっております。

議案説明資料の10ページの主な改正内容の順で御説明をいたします。

1つ目の改正は、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後、連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園を確保しなければならないと規定され、経過措置として5年間、令和2年3月31日までは連携施設を確保しないことができると附則で定められていました。しかし、平成30年4月1日時点で約半分が連携施設を確保できていないため、経過措置を5年間延長する改正を行うもので、議案説明資料13ページ、14ページの附則第3条でございます。

主な改正内容の2つ目、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保について、著しく困難であると市長が認めるときは確保を不要とするもので、11ページの第7条第4項を加えるものでございます。

また、12ページと同条5項では、入所定員が20人以上の事業所内保育事業に係る施設、または地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設で、市長が適当と認めるものを卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行う者として、適切に確保しなければならないと加えるものでございます。

主な改正の3つ目は、満3歳以上の児童を受け入れている事業所内保育事業所について、市長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするもので、13ページの第46条第2項を加えるものでございます。

主な改正の4つ目は、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業について、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を10年とするもので、13ページの附則第2条第2項でございます。その他文言の整理を行っております。

議案集8ページの附則では、この改正条例の施行日につきまして、平成31年4月1日から定めるものでございます。

これで承第2号の説明を終わらせていただきます。

次に、承第3号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集9ページと、赤スタンプ2、議案説明資料の15ページをお開きください。

専第3号 美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月29日付をもちまして専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

今回の主な改正は、放課後児童支援員認定資格研修について、都道府県知事に加え、指定都市の長も実施できることとする改正を行うものでございます。

説明資料16ページの新旧対照表をごらんください。

第10条第3項中、「都道府県知事」の次に、「又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長」を加えるものでございます。

議案集10ページの附則では、この改正条例の施行日につきまして、平成31年4月1日から定めるものでございます。

これで承第3号の説明を終わらせていただきます。

次に、承第4号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集11ページと、赤スタンプ2、議案説明資料の17ページをお開きください。

専第4号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月29日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月29日付をもちまして専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

今回の主な改正は、国民健康保険税について負担の適正化を図るため保険税の基礎課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯の軽減する所得判定基準を引き上げる改正を行うものでございます。

説明資料18ページの新旧対照表をごらんください。

第2条第2項及び第23条第1項では、限度額「58万円」を「61万円」に改め、第23条第1項第2号では、5割軽減の基準について、被保険者1人につき加算する金額「27万5,000

円」を「28万円」に、第3号では、2割軽減の基準について、被保険者1人につき加算する金額「50万円」を「51万円」に改めるものでございます。

議案集12ページの附則では、この改正条例の施行日につきまして、1項で平成31年4月1日からと定め、2項では、適用区分を改正後の美濃市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税は、従前の例によるものとしております。

これで承第4号の説明を終わらせていただきます。

以上で民生部に関する議案説明を終わります。何とぞ御理解を賜り、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古田 豊君） 以上で5案件の説明は終わりました。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時49分

再開 午後1時50分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の5案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の5案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

最初に、承第1号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、承第1号はこれを承認することに決定いたしました。

次に、承第2号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、承第2号はこれを承認することに決定いたしました。

次に、承第3号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、承第3号はこれを承認することに決定いたしました。

次に、承第4号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、承第4号はこれを承認することに決定いたしました。

次に、議第27号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

ここで、議会運営委員会の議会閉会中の継続審査申出書の提出がありましたので、これを配付いたさせます。

〔追加議案配付〕

○議長（古田 豊君） ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員会委員長から、議会閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、議会運営委員会の議会閉会中の継続審査についてを議題とすることに決定いたしました。

議会運営委員会の議会閉会中の継続審査について

○議長（古田 豊君） 議会運営委員会委員長から、申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（古田 豊君） 以上をもって、この臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、本日の会議はこれをもって閉じ、令和元年第1回美濃市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後1時55分

市長挨拶

○議長（古田 豊君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 本日の令和元年第1回美濃市議会臨時会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今臨時会に提出いたしました各議案につきましては、慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり承認、議決をいただき、まことにありがとうございました。

また、本日の臨時会におきまして、正・副議長の選出並びに常任委員会を初め各委員会の委員の構成も行われました。議長には古田豊議員、副議長には辻文男議員がそれぞれ御当選になり、まことにおめでとうございます。古田議長を初め、各議員の皆様には、市政進展のため、格別の御尽力を賜りますようよろしくお願いを申し上げたいと思います。

さて、5月のさわやかな気候から初夏の気候へと移るとともに、いよいよ本格的に今年度の事業がスタートいたします。

なお、昨日も美濃市においては、大雨警報、記録的短時間雨量情報、土砂災害警戒情報など市民の安全を脅かす多くの情報が出ました。市では多くの職員が災害の発生を危惧しながら待機をしておりますけれども、おかげさまで何もなかったということで大変ありがたいと思っておりますけれども、降った場所につきましては、実は洞戸、板取と美濃市の乙狩板山辺の境界のほうで降りまして、直接この辺は降らなかったものですから、余り危機感がなかったんでありますけれども、やはりこんなことが起こってくるかなと思いますので、我々としては常に気象条件に危機を持ちながら、市民の安全・安心のために万全を期していきたいと思っております。

議員各位には、今後さらなる御活躍を御祈念いたしますとともに、より一層の御活躍と市政に対する御支援・御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○議長（古田 豊君） 本日は、早朝より長時間にわたり終始熱心に審議を賜りまして、まことにありがとうございました。どうか、今後の議会運営におきましても、一層の御支援と御協力を賜りますようお願いいたします。本日は御苦労さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年5月14日

美濃市議会臨時議長 佐 藤 好 夫

美濃市議会新議長 古 田 豊

署 名 議 員 松 嶋 哲 也

署 名 議 員 須 田 盛 也